

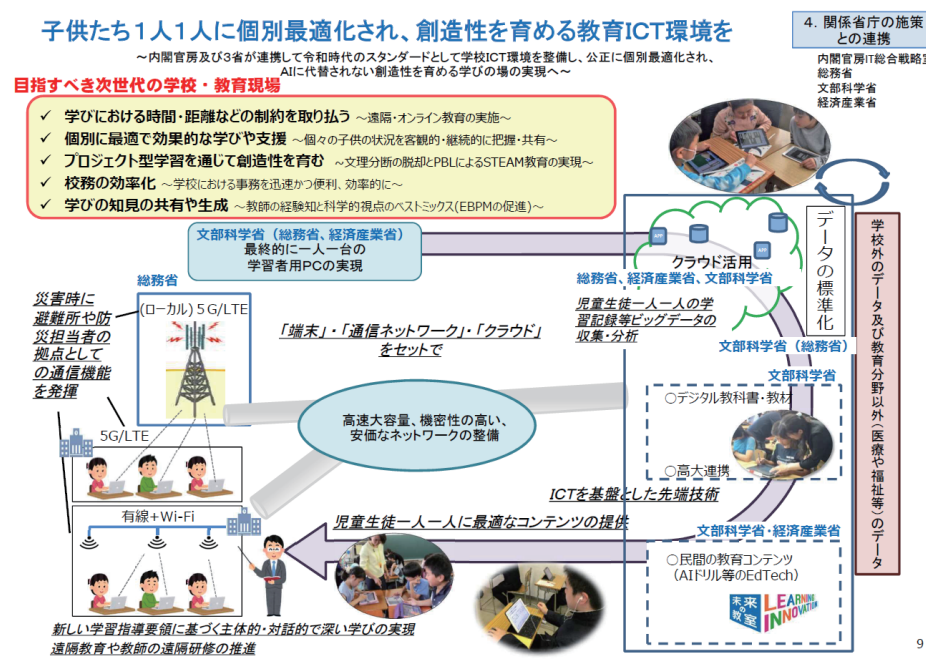
みたかシティ・レポート

ICT活用による個別最適化された 学びの実現に向けて

予算審査特別委員会で、児童・生徒に 一人・1台端末の早期配備を求める！

なぜ学校は、児童・生徒に理解できるまで徹底して教えないのでしょうか。なぜ、教職員の働き方改革として、教室中心、教科書中心授業という一斉一律の従来型授業モデルを変えようとしませんか。今の教育モデルのままでは、個別最適化の実現に大きな限界があるものと思います。

GIGAスクール構想というものがあります。子ども達の未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と通信ネットワークを一体的に整備する構想で、2019年12月13日に閣議決定された補正予算案に2,318億円が盛り込まれました。誰一人取り残すことなく、子ども達一人ひとりに個別最適化され創造性を育む、教育ICT環境の実現に向けた施策です。



出典：文部科学省GIGAスクール構想の実現パッケージ

この構想では、子どもたちは、(1)文章や情報を正確に読み解き対話する力、(2)科学的に思考・吟味し活用する力、(3)価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心が求められるとしています。また、学びの在り方変革としては、学校がこれまでの一斉一律の授業のみならず、個人の進捗や能力等に応じた学びの場となること、さらに同一学年集団の学習に加えて、異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していくことも挙げています。

この構想が実現すると、「同じ時間、同じ場所で同じ学び」から、「時間、距離、教材などに制約されない学び」が可能になります。また、「個別に最適で効果的な学びや支援」が可能になり、先生方におかれても、「手書き、手作業が多い校務」から「迅速、便利、効率的な公務へ。情報の即時共有」も可能になります。その他、デジタル教科書・AIドリルは、動画・アニメーション・音声等を活用して、効果的な学習、興味・関心を喚起することが期待できますし、個々の子どもの習熟度や状況に応じたきめ細かな指導、自動採点による先生方の負担軽減も期待できます。

さらに、オンライン教育は、全員が考えたことを入力することにより、多様な考え方に触れる機会が充実する上、今回のような新型コロナによる学校休校や入院中でも学習機会を確保できることなども期待されます。

市は、1人1台端末を整備した場合におけるICTを活用した指導方法及びこれに応える先生方の研修プログラムについて、早急に調査検討して欲しいと思います。

国が全額の1人1台整備予算を補助金として支給するわけではありませんので、地方交付税交付金の不交付団体である三鷹市は、財政上の大きな制約があることは理解するところです。しかし、子ども達は日々たくましく成長しています。政府が1人1台を整備するという方針を出しています。この問題こそ、市長は、もっと優先順位を上げて欲しいと思います。引き続き、市や教育委員会に申し入れを行うつもりです。



4/1～都条例で自転車保険の加入が義務に！

東京都の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が一部改正され、4月から自転車損害保険等への加入が義務化されます。三鷹市は、東京都の補助制度を一部活用し、自転車点検を条件として加入することができるTS付帯保険加入助成を一人1,500円から2,000円に拡充する予算を示しました。

しかし、このTS付帯保険は、賠償事故に対する補償が限定的ですので注意が必要です。補償の対象となる対人賠償事故は、事故の被害者が死亡もしくは重度後遺障害(1級から7級)に認定される場合に限定されています。つまり、被害者が重度後遺障害(1級から7級)に認定されないケガの場合は、どんなに大きなケガでも10万円の見舞金しかでません。しかも、見舞金は、15日以上入院が支払い条件です。対物賠償事故は対象外となっているほか、示談交渉サービスもありません。

この助成金制度は廃止し、自転車の交通安全講習施策や自転車店による自転車点検事業の充実こそ、大切な税金は使われるべきです。

なお、自転車による賠償責任事故に備える保険としては、個人賠償責任保険に加入するのが一般的です。年間掛け金1,000円ちょっとで1億円の対人・対物賠償事故に備えられる団体自転車保険もあるようです。もちろん、重度後遺障害のみとか、対物賠償は対象外という制限はありません。しかも、示談交渉サービスあります。保険に加入しているので安心していましたが、役に立たなかったということが起きないように、補償内容等を十分ご確認のうえ、自転車保険にご加入されることをお勧めいたします。



子どもの権利条例の制定を市に提案！

三鷹市では、三鷹の子ども達が未来に希望を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもと大人の共通目標となる「三鷹子ども憲章」を2008年に制定しました。日常の中で口ずさみやすくて親しみやすい実効性のある憲章としたとあります。

また、2015年1月1日に三鷹市いじめ防止対策推進条例を制定しています。こうした今までの取り組みは、とても評価できるものですが、学校生活に起因するいじめ・自殺・不登校は、今日ますます大きな社会問題となっています。



その背景には、管理・競争・評価が日常化した「学校生活」と目に見えない「同調圧力」があると言われていいます。また、社会状況の変化から、子どもに対する家庭内虐待も年々増加しています。

今日その重要性がますます増している「子どもの権利」があると思います。「安心して学校を休む権利」、「ありのままの自分である権利」、「暴力から守られ安心して育つ権利」、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」、「年齢に応じて自分で決める権利」などです。

「三鷹子ども憲章」には、子どもの権利について具体的な記載がありません。子どもの権利条例制定により、子どもの権利の内容を明確にすること、また市や大人の責務を明らかにすることは、とても意義があると思います。

市は、子ども権利条例の制定提案に対し、「三鷹子ども憲章があるので、子ども権利条例の制定は考えていない。」と、従来の考え方を変えていません。引き続き、実現するまでしっかり取り組みたいと思います。



立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

RIKKEN
MINSHU
号外

立憲民主編集部 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301 Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan.net http://cdp-japan.jp/